

消防法第9条と火気設備等に対する規制(1)

火災の被害を減らすための最も効果的な対策は、火災を出さないことである。このため、出火防止は、早期発見、初期消火、通報・連絡、火災の拡大防止、避難…と続く一連の火災対策の最初の対策として位置付けられている。

本稿では、出火防止対策の一つである火気設備等に対する規制について解説する。

出火防止対策と火気設備等に対する規制

消防法上、出火防止対策として位置付けられるのは、防火管理制度(消防法第8条関係、守備範囲は出火防止だけではないが…)と防災規制(同第8条の3)及びこの火気設備等に対する規制(同第9条)である。なお、本稿では「火気設備等」とは、「かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」及び「こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」をいうこととする。

また、危険物規制(同第10条関係)は、着火・爆発危険の高い物質を製造し貯蔵し又は取り扱う施設について、火災や爆発の発生防止の観点からハード・ソフト両面について規制しており、出火防止対策の一種としての側面を持っている。

出火防止対策を念頭に置いた規制としては、消防法のほかに、建築基準法(以下「建基法」)では、火気使用室に対する内装制限(建基法第35条の2)、建築物に設ける煙突の基準(建築基準法施行令(以下「建基令」)第115条)、共同住宅のガスの配管設備の基準(建基令第129条の2の4第1項第8号)などがあるが、出火防止対策の中心となるのは、やはり、火災を出す可能性のある機器等に対する規制である。このジャンルでは、ガス事業法(ガス用品の技術上の基準等に関する省令)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令)、電気用品安全法(電気用品の技術上の基準を定める省令)などの規制があり、ハード面で出火防止対策を含む技術基準を定めているほか、設置工事、点検、維持管理などのソフト面についても様々

な規制を行っている。また、規制ではないが、石油ストーブ等については日本産業規格(JIS)で機器の種類ごとに技術基準が定められており、消防法を含めて様々な法令がこの技術基準にリンクして運用されている。

以上のように、日本では出火防止に関して様々な法律により規制その他の関与が行われており、消防法の火気設備等に対する規制はそれらの法制度と協同して出火防止を図る、という仕組みになっている。

消防法制定時は火災予防対策の主役

消防法令上の火災予防対策の主役は、現在では消防法第8条関係(防火管理制度等)や消防法第17条関係(消防用設備等に関する規制等)になっているが、消防法制定時(昭和23年(1948)7月)には、消防法第9条(表1参照)の役割は現在よりずっと大きかったと考えられる。

消防法制定時は、第8条(防火責任者制度)の規制内容は市町村長に丸投げされており、第17条は「消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具」の「設備」を市町村条例で

表1 制定消防法第9条

かまど、風呂場その他火を使用する 設備 又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある 設備 の 位置、構造及び管理 、 こんろ、こたつその他火を使用する 器具 又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある 器具 の 取扱 その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、 市町村条例 でこれを定める。

表2 昭和36年(1961)の火災予防条例準則における火気使用設備・器具等及び火気使用制限の対象

火を使用する 設備 及びその使用に際し火災の発生のおそれのある 設備	火を使用する 器具 及びその使用に際し火災の発生のおそれのある 器具
炉及びかまど ボイラー ストーブ 壁付暖炉 乾燥設備 ガス湯沸設備 掘ごたつ及びいろり 火花を生ずる設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備 ネオン管灯設備 舞台装置等の電気設備 避雷設備 水素ガスを充てんする気球	こんろ及び移動式のストーブ 火鉢 置ごたつ 火消つば アイロン及びこて
火の使用に関する制限	
喫煙等 装飾用物品 たき火 玩具用煙火 化学実験等 ガス又は電気による溶接作業等	
火災に関する警報の発令中における火の使用の制限	

義務づけるよう求めているだけで、どちらも第9条と同様市町村に任せられていた。当時、このような仕組みを前提として、市町村に対する以下のような手厚いバックアップ体制が用意された。

制定消防法には、消防機関の火災原因調査義務(消防法第31条)と火災原因調査の権限(同第32条~第35条)の規定が定められ、制定消防組織法には、消防機関の消防庁に対する消防統計報告義務(制定消防組織法第22条(現第40条))の規定が定められた。また、当初設置された「国家消防庁」に現在の総務省消防庁の消防研究センターにあたる「消防研究所」が設置された。消防研究所の重要な業務には、火災を科学的に研究することのほか、市町村条例のモデルコードとして「火災予防条例準則」を定めることがあった。このような仕

組みにより、全国で発生した全ての火災に関するデータを消防研究所に集めて分析し、いかにして火災を出さないようにするか、それでも火災が発生してしまったら、いかにして被害をできるだけ小さくするかという対策を、市町村の火災予防条例に反映していく仕組みが構築されたのである。

当時は、建基法による建築防火対策も、消防法による消防用設備等も貧弱で、消防力の整備も十分でなかったため、ひとたび火災が発生して初期消火に失敗すると、容易に建物全体が燃えてしまい、状況次第では大規模市街地火災に発展してしまっていた。このため、とにかく火災を出さないことに注力することの比重が大きかったのだと思われる。

その後、戦後復興が進み、経済が安定的に発展するようになるのに伴い、耐火構造の建築物が急

もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

増し、その内部に設ける消防用設備等も進歩し、消防力の整備も進んできた。このため、昭和35年(1960)7月の消防法改正で第8条と第17条が全国統一的な制度に生まれ変わり、昭和43年(1968)6月には、当初第9条の「その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。」という条項を根拠に行われていた防災規制が第8条の3として独立することになったため、第9条の位置づけが次第に低くなっていったものと考えられる。

初期の火災予防条例準則の規制

表2は、前述の消防法の改正(昭和35年(1960)7月)を踏まえて昭和36年(1961)11月に制定された火災予防条例準則における消防法第9条に係る対象である。

これを見ると、当時、どんなものが主要な火災原因と考えられていたかわかる。注目すべきは、表2の火気使用設備等の中に電気関係の設備が多く含まれており、特に変電設備や蓄電池設備がリストアップされていることである。このことが、後述するその後の消防法第9条の改正や、関連政省令の改正につながる一因となった。

火気設備等に対する規制の全国統一の動き

日本は南北で寒暖の差が大きく、暖房器具の状況が地方によって大きく異なるなど、気候、風土により、使用される火気設備等もその使われ方も異なっている。このことが、火気設備等に対する規制が市町村条例で定めることとされている大きな理由の一つであると考えられる。

市町村条例は法令に反しない限り市町村が自由に定めればよいものであるが、前述のとおり、市町村の参考の用に供するため、消防庁長官から火災予防条例準則(地方分権改革の一環として、平成12年(2000)11月に「火災予防条例(例)」と改称された。)が示されていた。

消防法第9条では、「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の

位置、構造及び管理」に関し「火災の予防のために必要な事項」について市町村条例で定めるとされているが、火災予防条例準則では、「位置、構造及び管理」のうち「構造」については他法令で細かい基準が定められているため多くは触れず、主として「位置」に関する規制(可燃性の壁等と火気設備との離隔距離に関する規制)を中心とする規定ぶりとなっていた。

しかし、平成11年(1999)当時、貿易不均衡是正のため政府に設置されていた「市場開放問題苦情処理推進会議」に対し、商工会議所から火気設備等の離隔距離に関する火災予防条例の規定が市場開放を阻害しているとの問題提起がなされ、これを受け、平成12年(2000)3月の市場開放問題苦情処理対策本部(本部長：内閣総理大臣)において、市場アクセスの一層の改善に資するため、「消費熱量の大きい火気設備のうち、離隔距離等の類型化の可能なものについて、平成12年度(2000)中にガイドラインを策定し、消防機関に示す。」との方針決定がなされた。

市町村が条例を定める際のガイドラインは前述のように火災予防条例(例)(準則)で示されているが、商工会議所からの問題提起が市場開放の観点からなされたこと、条例の内容について市町村によって大きく異なる場合があること等から、その地方の気候又は風土の特殊性との関連が少ない規制については、できる限りその内容の全国的統一を図ることが望ましいと考えられた。さらに、全ての市町村が一律に、かつ速やかに規制内容の統一を図るためには、その地方の気候又は風土の特殊性による例外以外には基準に従わない条例を認めない点で法的拘束力のある「政令」で基準を定める必要があるとも判断された。

当時、国策として進められていた地方分権改革に逆行するかのように、平成13年(2001)の消防法改正により、市町村条例を「政令で定める基準に従」って定めることとされたのは、以上のように、もう一つの国策である市場開放の意向の方が政府部内で強かったことを示すものと考えられる。

